**令和7年度版**

府中町放課後児童クラブのしおり

**目　次**

**Ⅰ　府中町放課後児童クラブの運営とは**

１　放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１

２　放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.１

３　入会ができる児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

４　開設期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

　　５　開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.２

６　活動のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.３

**Ⅱ　入会手続き（令和7年度利用）について**

1　入会までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.４

2　選考・入会決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.４

3　入会基準フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.５

　　4　入会申し込みについて

　　　　・令和7年４月から利用を希望される方・・・・・・・・・・・・・・・ P.６

　　　　・長期休業中（夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方・・・・・・　P.７

　　　　・年度途中で利用を希望される方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.８

　　5　申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.９

　　6　入会取り下げ・退会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.９

　　7　利用の取消しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.９

**Ⅲ　府中町放課後児童クラブの運営内容**

　　１　主な活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.９

　　２　活動費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.10

　　３　せいかつノート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.10

４　連絡事項・注意事項

（１）登会・下会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.10

（２）欠席について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.11

（３）下会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.11

（４）宿題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

（５）お弁当・おやつについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

（６）服薬等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

（７）学級閉鎖等の場合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

（８）けが・事故等の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

（９）スポーツ安全保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.12

５ 気象警報発令時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.13

６ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14

７　Q　&　A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14

８　電子申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.15

　　　　　別 添　 緊急メール連絡システム登録マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・ P.16

**※このしおりは１年間保存してください。**

**Ⅰ**　**府中町放課後児童クラブの運営とは**

**1　放課後児童クラブとは**

放課後児童クラブは、放課後や長期休業中（夏休み等）に、就労などにより保護者が家庭にいない児童に、家庭の代わりに適切な遊びや生活の場を提供し、子ども達が安全に過ごす中で、健全な育成を図ること、また、「児童クラブが保護者に代わって生活全般を指導する」のではなく、「保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをすること」を目的として運営を実施しています。

　あくまで保護者が不在の時間を**補助**することが目的ですので**家庭の中で保護できる状態にある時（お仕事がお休みの時など）**は、放課後児童クラブは利用できません。

【用語の定義】

◎児童クラブに関すること　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎小学校に関すること

・　　：児童クラブに来ること　　　　　　　　　　　　　　　　・登校　　：小学校へ行くこと

・　　：児童クラブから帰ること　　　　　　　　　　　　　　　・下校　　：小学校から帰ること

・　　：児童クラブを開設しない日のこと　　　　　　　　　　　・休校　　：小学校が休みになること

・：長期休業日（夏休みや冬休み等）、土曜日、 　　　　　　・短縮授業：学校が早く終わる日

　　　　　　学校の代休日（振替休業日）等に開設する活動日のこと

・入会　　：児童クラブに入ること

・退会　　：児童クラブをやめること

**2　放課後児童クラブ一覧**

　　児童クラブで集団生活を行うにあたり、不安に思うことや配慮が必要な場合があれば、事前に

児童クラブに相談してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 小学校区 | 施　設　名 | 所在地 | 電話番号 |
| 府中小学校 | 府中小学校区  放課後児童クラブ | 府中町本町2-15-2  （府中小学校内） | 082-288-5642 |
| 府中南小学校 | 府中南小学校区  放課後児童クラブ | 府中町柳ヶ丘51-25  （府中南小学校内） | 082-286-6680 |
| 府中中央小学校 | 府中中央小学校区  放課後児童クラブ | 府中町浜田2-6-1  （府中中央小学校内） | 082-282-0961 |
| 府中東小学校 | 府中東小学校区  放課後児童クラブ | 府中町山田4-4-1  （府中東小学校内） | 082-285-5985 |
| 府中北小学校 | 府中北小学校区  放課後児童クラブ | 府中町清水ヶ丘23-1  （府中北小学校内） | 082-285-2997 |

**３　入会ができる児童**

次の(**1)から(3)までの要件を全て**満たす場合に対象となります。

　　　→5ページの入会基準フローチャートを参考にしてください。

**(1)府中町内に住所を有している児童**

**(2)小学校に在学している児童**

**(3)保護者および同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの　　　事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童**

①　保護者等が就労のため、1週間のうち日曜日を除く4日以上・１６時まで勤務、１７時頃まで家庭にいないこと（※）

②　保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。

③　保護者等が疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族を常時介護していること。

④　保護者等が大学・専門学校等への通学中であること。

⑤　その他児童を保護できない特別の事由があること。

（周りに協力者がおらず、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるためにも、祖父母等の協力が得られる方は、要件に該当していても登録申請について配慮いただきますようご協力をお願いします。）

※長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの受入可能人数を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申し込みを受付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は「１７時頃」とあるのを「１２時頃」に緩和します。

**４　開設期間**

　　　◎開設期間　令和７年4月1日～令和８年3月31日の1年間（休会日除く）

◎休会日

(１)　日曜日

(２)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(３)　８月14日から８月16日まで(学校の予定により変更の場合があります)

(４)　12月29日から翌年１月３日まで

(５)　入会説明会・新年度準備など運営上休会を必要とする日（年間2～3日）

(６)　災害その他の事情により必要と認める日

　　　　　　　※休会日が変更となる場合があります。また、各小学校区の放課後児童クラブで日程が異なる場合があります。

**５　開設時間**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 放課後活動日 | | 一日活動日 | |
| 通常授業日 | 短縮授業日 | 土曜日 | 長期休業日  （夏休み等） |
| 開設時間 | 13時～18時30分  ( **延 長 時 間**：  １８時～１８時30分 ) | 下校時刻～18時30分  ( **延 長 時 間**：  １８時～１８時30分) | ８時～１８時３０分  ( **延 長 時 間**：  8時～　８時３０分  １８時～１８時３０分 ) | ８時～１８時３０分  ( **延 長 時 間**：  ８時～　８時３０分  １８時～１８時30分 ) |

　　※電話連絡も、上記の時間帯にお願いします。

　　※警報発令時や災害その他の事情により、開設時間を変更することがあります。

　　※放課後活動日・一日活動日の18時から18時３０分および一日活動日の８時から８時３０分の利用の

場合は、**延長利用申込手続きが必要**です。保護者の勤務時間に合わせて、ご利用ください。

**6　活動のながれ**

①放課後活動日（学校のある日）

　　　　　　　　　　　　　 　　　16：00　 　 16:30 17：00 　 17:30 　18：00　　　18：30

延長時間

おやつ

宿 題

登 会

利用許可者のみ利用可

自由活動

下 会

◎**学校の下校時刻に合わせて登会します。学校の下校時刻をよく確認しておいてください。**

◎**16時から３０分単位で下会できます。原則として16時より前の下会はできません。**

ただし、特別な理由がある場合はこの限りではありませんのでご相談下さい。

**◎18時から18時３０分の利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です**。

◎10～３月の間、1７時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、延長利用決定を

通知した児童は、4月～9月の間、18時を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。

**必ず１８時まで(延長利用許可者は１８時３０分まで)にお迎えをお願いします。**

②一日活動日

　　8：00　　　8：30　　9：00　　10：00　　　　　12：00　　　　　　　　　　　　　　　16：00　　 　　　　　　18：00　　　　18：30

延長時間

延長時間

おやつ

自由活動

おやつ

昼 食

利用許可者のみ利用可

学 習

登 会

利用許可者のみ利用可

下 会

◎８時より開設し、保護者の勤務時間に合わせて登会します。

　　事故防止のため、８時より前に児童クラブに登会させないでください。

**◎８時から８時３０分および１８時から１８時３０分までの利用の場合は、延長利用申込手続きが必要です**。

　◎**１２時から３０分単位で下会できます。**

◎10～３月の間、１７時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、延長利用決定を通知した児童は、4月～9月の間、１８時を過ぎて下会する場合は保護者の迎えが必要です。

**必ず１８時まで(延長利用許可者は１８時３０分まで)にお迎えをお願いします。**

**Ⅱ　入会手続き（令和7年度利用）について**

**1　入会までの流れ**

**入会申込書等の配布**

**確認**

●府中町ホームページから書類一式をダウンロードのうえ、印刷するか

社会教育課で書類を受け取ってください。

●入会希望の児童が、入会基準を満たしているかご確認ください。

※５ページの入会基準フローチャートをご参考ください。

* **しおり15ページのURLまたはQRコードから電子申請を行えます。**

**電子申請ができない場合は、必要書類を揃えて社会教育課へ提出して**

**ください。**

**※提出書類がすべて揃った状態でない場合、受け付けを行うことが**

**できません。**

* 教育委員会が入会基準に基づき公平な選考を行い、入会に係る可否の通知書を送付します。
* 入会決定された方を対象に入会説明会を各児童クラブで実施します。
* **入会説明会を必ず受けてください。**

入会開始日は、申込期間によって異なります。

**入会基準を**

**確認**

**入会申込み**

**選考及び**

**入会決定**

**入会説明会**

**入　　会**

**注意：在職証明書の作成に時間がかかる場合があります。提出書類がそろった状態でない場合**

**受付を行うことが出ませんので、事前に準備ください。**

**（証明書の作成遅延が理由の場合、申立書の代替による受付もできません。）**

**2　選考・入会決定について**

◎入会申込書や在職証明書などの添付書類により、**対象児童が入会基準を満たしているかどうかの確認**

をし、入会に係る可否の決定、通知書を送付します。

**3　入会基準フローチャート**

※基準日は利用開始希望日（年度当初の入会申込の場合は、令和7年４月１日）です。

**いいえ**

**ＳＴＡＲＴ**

**・町内に住所があり、小学校に通学している。**

**・保護者及び同居する親族全て（１８歳未満を除く）が、①～④のいずれかの要件に該当する。**

**はい**

**申込できません**

**いいえ**

**次のいずれにも該当する。**

**①１週間のうち日曜日を除く４日以上勤務（通学）している。※**

**②１６時まで勤務している。**

**③１７時頃まで保護者が家にいない。**

**※シフト勤務の場合**

**日曜日を除く、月１６日以上の勤務である。**

**申込可能です**

**〇在職証明書**

**※シフト勤務の場合は、シフト表等の勤務形態が分かる書類。**

**会社員**

**はい**

**①仕事をしている**

**次のすべての書類が必要**

**〇在職証明書**

**〇自営業を行っていることを証明できるもの**

**※自営業とは法人格を有さない個人事業主です。**

**自営業**

**はい**

**通学中**

**②通学している**

**〇在学証明書**

**次のすべての書類が必要**

**〇傷病・障害状況申立書**

**〇診断書の写し**

**〇いずれかの手帳の写し(手帳をお持ちの場合)**

**・療育手帳**

**・精神障害者保健福祉手帳**

**・身体障害者手帳**

**次のいずれかにより、児童を監護することができないと認められる場合。**

**①長期入院、通院を必要と**

**する。**

**②精神、身体に障害があ**

**る。**

**はい**

**③疾病・障害がある**

**はい**

**次のすべての書類が必要**

**○介護申立書**

**〇診断書の写し**

**④介護・看護中**

**同居の家族を常時介護や看護が必要な場合。**

**4　入会申し込みについて**

**【令和７年4月から利用を希望される方】**

(１)配布・申込み

|  |  |
| --- | --- |
| 利用期間 | 令和７年４月1日から |
| 書類の配布・提出(受付)期間 | 令和7年１月１7日（金）～２月3日（月）  **【期 間 厳 守】** |
| 受付時間 | （平　日）８：30 ～ 12：00、13：00 ～ 17：15  （土曜日）９：00 ～ 17：00  ※**電子申請を除き**、上記以外の時間は対応できません。 |
| 受付場所 | 府中町教育委員会 社会教育課  （府中町本町一丁目10番15号・くすのきプラザ内） |

**※２月３日（月）までに申請を行ってください。電子申請ができない場合は、全ての書類を揃えて**

**社会教育課に持参してください。**

※書類に不備があった場合は、一旦お返しします。修正し2月３日（月）までに必ず提出してください。**在職証明書の提出に時間がかかる場合は、必ず受付期間中にご相談ください。**

**提出が２月３日を過ぎた場合、令和7年４月１日からの春休みの利用はできません。**

(２)提出書類

次の書類全てを揃えて提出してください。

**【電子申請時】**

①在職証明書等（児童クラブ用の様式をご使用ください。）

※次ページの表【必要書類】を参考にし、該当する書類を電子申請時に添付してください。

※保護者(単身赴任者も含む)、同居（二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む）する親族(18歳

未満・70歳以上を除く)全ての方に必要です。

※同一世帯で2人以上の児童の入会を申し込む場合は各1部ずつで結構です。

②春休み（4月1日開始）の利用希望調査票　※電子申請時に添付してください。

③自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行口座)

※在籍児童で対象児童の追加等変更がない場合は、提出不要です。

※**自動払込利用申込書は原本が必要なため電子申請では提出受付できません。**

電子申請後、受理通知が届き次第、原本を受付期間内に府中町教育委員会社会教育課窓口まで

速やかに提出してください。

**【書類持参時】**

①入会申込書（児童１人につき１枚提出）

②在職証明書等（児童クラブ用の様式をご使用ください。）

　 ※次ページの表【必要書類】を参考にし、該当する書類を提出してください。

※保護者(単身赴任者も含む)、同居（二世帯住宅・同一敷地内・同一マンション含む）する親族

(18歳未満・70歳以上を除く)全ての方に必要です。

※同一世帯で2人以上の児童の入会を申し込む場合は各1部ずつで結構です。

③春休み（4月1日開始）の利用希望調査票

④自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行口座)　※在籍児童で対象児童の追加等変更がない場合は、提出不要です。

⑤府中町放課後児童クラブ延長利用申込書　※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

⑥提出書類チェックリスト

※提出書類は、府中町ホームページからダウンロードできます。

（トップページ＞教育委員会＞小学校・中学校＞放課後児童クラブ　か　サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください）

【必要書類】　**※鉛筆・消えるペンでの記入、及び修正液（テープ）を使用された書類は受付けできません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な事由 | | 必要書類 |
| 就労 | 雇用勤務者 | ・在職証明書  ※勤務がシフト制の場合は、その月のシフト表も提出してください。  ※**単身赴任の場合も必要です。**  ※必ず雇用先で証明を受けてください。  ※訂正の場合、二重線で消してください。 |
| 自営業者 | 次のすべての書類  ・在職証明書  ・営業証明書の写し、営業上の郵便物、名刺等のいずれか |
| 疾病・障害 | | 次のすべての書類  ・傷病・障害状況申立書  ・診断書の写し  ※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず　指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。  ・障害者手帳等の写し(手帳をお持ちの場合) |
| 介護 | | 次のすべての書類  ・介護申立書  ・診断書の写し  ※町指定の様式をご使用ください。医師の診断書の場合、必ず　指定様式の記入事項が記載されていることをご確認ください。  ・介護保険証等の写し |
| 70歳以上の同居の祖父母 | | ・年齢確認できるものの写し |
| 就学 | | ・在学証明書 |
| その他の事由 | | 当該事由が確認できる書類及び申立書（児童を保護できない  理由を記載したもの） |

　(３)入会の可否決定の通知

３月初旬～中旬頃に通知します。**必ず入会説明会を受けていただいてからの入会となります。**

**【長期休業中（夏休み、冬休み）の利用を希望される方】**

※各放課後児童クラブが受入可能人数を超過していない場合のみ利用できます。

(１)配布・申込み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用期間 | **夏休み** | **冬休み** |
| 書類の配布・提出期間 | ６月上旬～６月中旬 | １１月中旬～１１月下旬 |
| 広報掲載月 | 広報６月号 | 広報１１月号 |
| 受付時間 | （平　日）８：30 ～12：00、13：00 ～ 17：15  （土曜日）９：00 ～17：00  ※**電子申請を除き**、上記以外の時間は対応できません。 | |
| 受付場所 | 府中町教育委員会 社会教育課  （府中町本町一丁目10番15号・くすのきプラザ内） | |

※日程の詳細については、掲載予定月の広報、または府中町ホームページにて確認してください。

※必要書類をそろえて申請を行ってください。電子申請ができない場合は申込みに必要な書類を

全て揃えて、社会教育課へ提出してください。

(２)提出書類

　【電子申請時】

1. 在職証明書等　※6ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

　【書類持参時】

①入会申込書

②在職証明書等　※6ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

③府中町放課後児童クラブ延長利用申込書　※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

④提出書類チェックリスト

※提出書類は、府中町ホームページからもダウンロードできます。

　（トップページ＞教育委員会＞小学校・中学校＞放課後児童クラブ　か　サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください）

(３)入会の可否決定の通知

　　夏休みのみは７月上旬頃、冬休みのみは１２月上旬頃に通知します。

※入会が決定した方は後日、入会説明会を開催します。

**【年度途中で利用を希望される方】**

　※各放課後児童クラブが受入可能人数を超過していない場合のみ利用できます。

(１)利用開始希望日と提出期間

　　　　利用開始希望日の、前月の１５日までに申請を行ってください。電子申請ができない場合は申込に必要な書類を全て揃えて、社会教育課へ提出してください。

　　　　前月の１6日以降の提出の場合は、利用開始希望月の16日からの利用となります。

　　　　例）６月１日から利用開始希望の場合→５月１５日までに電子申請または、社会教育課に提出書類持参。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 利用開始日 |
| １日～１５日 | 提出月の翌月１日から |
| １６日～月末 | 提出月の翌月１6日から |

　　※受付時間は、（平日）８：3０～１２：００及び１３：００ ～ １７：１５です。

　　（**電子申請は上記時間外及び、土日祝日も申込みできます。**）

(２)提出書類

　【電子申請時】

1. 在職証明書等　※6ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。
2. 自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行口座)

※**自動払込利用申込書は原本が必要なため電子申請では提出受付できません。**

電子申請後、受理通知が届き次第、原本を府中町教育委員会社会教育課窓口まで速やかに

提出してください。

　【書類持参時】

①入会申込書

②在職証明書等　※6ページの在職証明書等【必要書類】と同様です。

③自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行口座)

④府中町放課後児童クラブ延長利用申込書　※延長時間の利用をしない場合は、提出不要です。

⑤提出書類チェックリスト

※入会申込書・在職証明書は、府中町ホームページからもダウンロードできます。

　　（トップページ＞教育委員会＞小学校・中学校＞放課後児童クラブ　か　サイト内検索で「放課後児童クラブ」で検索してください）

(３)入会の可否決定の通知

　１５日までに提出された方は提出月の下旬頃に、１６日～月末に提出された方は提出月の翌月の上旬頃に発送予定です。**※入会が決定した方は後日、入会説明会を開催します。**

**5　申込事項の変更について**

◎住所、保護者、家族状況、利用形態など申込事項の変更があった場合は利用している放課後児童クラブにご連絡ください。

◎勤務先が変更となった場合には在職証明書の再提出が必要になります。また、在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、速やかに更新後の在職証明書を提出してください。

**6　入会取り下げ・退会について**

◎入会決定後は、準備物に対する費用が発生しますので、入会を取り下げる場合は速やかに入会予定の放課

後児童クラブへご連絡ください。

◎退会する場合は、退会届を各放課後児童クラブへ提出してください。

※退会の届出月まで活動費が必要ですので、ご了承ください。なお、退会届の提出がない場合は、登会していなくても活動費が必要です。(例：１０月末で退会するが、退会届を１１月１日に提出の場合、１１月分の活動費は返金できません。)

※活動費引き落としの手続き解除の都合上、**毎月２５日まで**に手続きをしてください。それ以降の申出につきましては、一旦、活動費は引き落とされますので、引き落とし確認後の返金となります。

**7　利用の取消しについて**

(1)　府中町放課後健全育成事業運営規程に基づく規程に違反した場合。

(2)　不正な行為により入会の決定を受けた場合。

(3)　入会要件又は関係職員の指示及び指導に従わない場合。

(4)　その他管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認める場合。

【利用上の注意点】

・利用登録されている方で実際の利用が**1ヶ月に数日しかない場合、退会を勧奨させていただきます。**

また、**３ヵ月間、自己都合により一回も登会がない場合は、退会していただきます。**

**・送迎時間を守られない方、利用回数が極端に少ない方につきましては、次年度の入会決定時の審査対象とさせていただきます。**

・小学校の下校時間から習い事の始まる時間までの時間調節のための入会はできません。

**Ⅲ　放課後児童クラブの運営内容**

**1　主な活動内容**

1. **生活の指導**

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行います。

　　　⑵　**遊びの指導**

　　　　　遊びを通しての自主性や社会性、創造性を培います。

　　　⑶　**安全確保・健康管理**

　　　　　出欠確認を始めとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

　　　⑷　**家庭との連絡**

　　　　　家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域との連携を図ります。

**2　活動費**

|  |
| --- |
| 年間利用　　　　　(振込手数料含め) |
|
| 月２,010円 |
| 月初め払い |

|  |  |
| --- | --- |
| 長期休業日のみの利用 | |
| 夏休み | 冬休み |
| ３,000円 | 1,０00円 |
| 7月支払 | 12月支払 |

※年間利用者の活動費は、**ゆうちょ銀行**指定口座からの引き落としでの支払いとなります。毎月１日が引落日（１日が休日の場合は、翌営業日）です。合わせて、手数料が別途、**振替ごとに10円必要になります。**必ず、引落日の前日(前日が休日の場合は、振替日までの営業日中)までに指定口座にご入金ください。【年間利用者は手数料と合わせて、2,010円が引き落とされます。２人以上の児童が入会している場合、2人：4,010円、3人：6,010円の引き落とし】

（長期休業日のみの利用者は現金を持参していただきます。）

※活動費はその月に登会しない場合も必要です。

**※年間利用の方については、活動費を3ヶ月滞納された場合は、退会していただきます。**

※引き落としの手続きが間に合わず、振替ができない場合等で納入方法に変更がある場合は、入会決定通知書でお知らせします。

**３　せいかつノート**

****　◎せいかつノートは、児童クラブからお渡しします。

◎家庭と児童クラブとの連絡に使います。毎日持たせてください。

◎表紙裏の〈出欠席予定表〉〈気象警報発令時等の対応〉の記入をしておいてください。

　◎毎日、必ず保護者が確認・点検をしてください。

　◎児童の体調が良くない場合や帰宅の方法が異なる場合など、連絡事項がある場合

は記入してください。

　◎紛失・2冊目の利用の場合は、代わりのものを用意してください。

（1冊１８０円で購入もできます。）

**４　連絡事項・注意事項**　　　　**※連絡先に変更があった場合は、必ずお知らせください。**

(1)登会・下会について

　　 　登会・下会時刻は次のとおりです。放課後活動日の下会時刻については、登会後の「せいかつ

ノート」の確認に時間がかかりますので、１６時以降でお願いします。特別な理由がある場合は

ご相談ください。また、下会時間はできるだけ集団で帰宅できるように３０分単位としています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 放課後活動日 | | 一日活動日 | |
| 通常授業日 | 短縮授業日 | 土曜日 | 長期休業日  （夏休み等） |
| 登会 | 学校の授業終了後から | | ８時３０分から  ( 延長許可児童は８時0０分以降で  申請された時間から利用可能 ) | |
| 下会 | 原則 １６時から | | １２時から | |

※一日活動日の登会は、原則、午前は8時30分から9時までの間に、午後は昼食を済ませ、

12時30分から13時までに登会させてください。放課後活動日・一日活動日の18時から

18時30分および一日活動日の８時から8時３０分の利用の場合は、延長利用申込手続き

が必要です。

※一旦、児童クラブに登会した後、塾など習い事に行った場合、再び、登会することはできません。

　※登会・下会は保護者の就業に合わせてご利用ください。

(2)欠席について

|  |  |
| --- | --- |
| 3 | 4 |
| 休 ： | ： |

　　　　◎「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に保護者が記入しておいてください。

※保護者が時刻欄に「休」と記入してください。

※急な欠席の連絡は電話してください。

※児童による、記入および口頭での届出は受付けませんので、

　保護者へ確認の電話をさせていただきます。

　　　　◎学校を欠席又は早退した場合には、必ず児童クラブにもご連絡ください。

◎連絡がなく欠席の場合、保護者の勤務先へ直接確認の電話をさせて頂きます。

(3)下会について

　◎「せいかつノート」に貼る毎月の出欠席表に３０分単位で下会時刻を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 3 | 4 |
| 迎　4：30 | ： |

　　　　　　　　　　　　　　※お迎えの時は時刻欄に「迎」と記入してください。

　　　　　※24時間表記で記入されると児童が確認することが難しいので、時刻は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 １2時間表記で記入してください。

（〇 12時間表記　4：00　　× ２４時間表記　16：00）

　　　　　　　　　　　　　　　 ※訂正する場合は、前の記入を朱字で二重線を引き、その上に新しい予定

時刻等をご記入ください。

◎お迎えに来られる方が普段と違う方の場合は事前にお知らせください。

◎１０月～３月の間は、１７時を過ぎて下会する児童、また、延長利用手続きをし、利用決定を通知した児童で、4月～9月の間、１８時を過ぎて下会する場合は、**保護者の迎えが必要となります。**必ず１８時0０分まで(延長利用許可者は１８時３０分まで)にお迎えをお願いします。

夏季（４月～９月）

冬季（１０月～３月）

１６時３０分帰り

変更なし

児童のみで下会可

児童のみで下会可

変更なし

１７時００分帰り

児童のみで下会可

児童のみで下会可

１７時３０分帰り

変　　更

児童のみで下会可

**保護者の迎えが必要**

変　　更

１８時００分帰り

児童のみで下会可

**保護者の迎えが必要**

変更なし

１８時３０分帰り

**保護者の迎えが必要**

**保護者の迎えが必要**

18時以降は、延長利用許可者のみ利用可。

(4)宿題について

自主的に取り組めるように声掛けを行います。**学習指導は行いませんので、内容についてはご家庭**

**で確認をお願いします。**下校時刻が遅くなった時や行事に参加する時などには宿題ができないことがあります。

(5)お弁当・おやつについて

　　　　◎長期休業中、学校の代休日、土曜日、短縮授業日など給食の無い日には、お弁当と水筒を持たせて

ください。登会後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。

　　　　◎おやつについて、アレルギー等の個別対応はできません。アレルギーのある児童の対応については、指導員へご相談ください。

(6)服薬等について

　　　　◎投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの指導員は行うことができません。目薬等も同様です。

　　　　◎服薬する場合には、児童が自分で行うことになります。服薬する場合には、安全管理のために、必

ず保護者の方からのご連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて「せいかつノート」

に記入してください。

　　　　◎アレルギーなどで対応が必要になる児童は、別途、関係書類の提出をお願いする場合があります。提出がない場合、登会をお断りすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

(7)学級閉鎖等の場合について

　　　　◎学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスの児童は、感染の有無に関わらず児童クラブをご利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いします。

(8)けが・事故等の対応について

◎事故防止には万全を期しますが、万が一、児童に事故や大きなけがが発生した場合は応急措置をとり、保護者の勤務先に連絡させていただきますので、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

　　　　下会途中などでのけが・事故等についても、必ず児童クラブへ連絡してください。

(9)スポーツ安全保険について

◎入会に際し、スポーツ安全保険に加入していただきます。１年間の掛金は８００円です。（指定した払込みの期間を過ぎると、掛金８００円のほかにシステム手数料の１４０円、合計９４０円が必要になります。）

◎活動中や定められた通学路における登下会のけがの場合のみ適用となります。

◎入院・通院とも１日目から適用となります。

◎受診された場合は児童クラブへご連絡ください。保険請求手続きを行います。

**５　気象警報発令時等の対応**

◎気象警報発令時等の場合は、事前に提出していただく「気象警報発令時等の対応調査票」にもとづく下会方法で対応します。大雨や台風により気象警報が発令された時の対応について、安全確保のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。

◎対象となる気象警報は、**府中町**（広島県全域の場合を含む）に発令されている大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかの場合です。

◎小学校が臨時休校となった場合は、放課後児童クラブも臨時休会となります。

◎事件発生等により学校が集団下校を実施する場合にも、「調査票」に基づく対応をさせていただきます。状況によっては、変更を行う場合がありますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

◎警報の発令が予想される場合、あらかじめ児童と警報時の対応の仕方についてよく相談をしてください。

　◎緊急時には府中町教育委員会からメール配信を行いますので、保護者の皆様には全員登録していただきます。

・緊急メール連絡システムは年度で運用を行っています。登録は４月１日以降に行ってください。

・アドレスを変更された場合は、始めから登録をし直し、そのことを児童クラブにお知らせください。

・配信されたメールには確認ボタンが送付されています。**メールを確認されたときは、確認ボタンを必ず**

**クリックしてください。**

　◎**児童クラブのメール登録は小学校のメール登録とは別のため、利用する児童クラブへ登録してください。**

◎メールの登録方法については、このしおりの16ページにあります。

※緊急メール連絡システムは、フィーチャーフォン（ガラケー）では使用できません。

　◇ 一日活動日の気象警報発令時の登会について

対象となる警報 　**大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪**

**府中町(広島県全域の場合を含む)に発令されている気象情報**

**７時時点**で府中町に警報が一つでも発令されている場合

**自　宅　待　機**

　　　　　　　１１時までに警報解除された場合　　　　　　　　　１１時までに警報解除されない場合

　　　　家庭で食事を済ませて　　　　　　　　　　　　　　　 　　　臨　時　休　会

　 　　　１２時３０分から

　　　　　　　　　　　　　１３時の間に登会

**６　その他**

◎無断欠席、けがや急病、その他緊急の場合の連絡については、勤務先にさせていただきます。携帯電話は、あくまでも第二手段とします。但し、外出勤務が多い場合等については、その旨を**あらかじめ**児童クラブへお伝えください。

◎勤務先や勤務時間、雇用期間など就業状況が変わった場合は、速やかに児童クラブに連絡し、新たな在職証明書を提出してください。また、**在職証明書は、入会申込の時と年度途中(９月予定)の年２回、提出していただきます。**

◎**指導員の指示に従わず、他の児童の活動の妨げになる行為を行うこと、または、危険な行為等を行った児童は、登会の停止または退会していただくことがあります。**

◎活動中に携帯電話やスマートフォン、GPS（ボイスメッセージ機能付き）等、使用はできません。

　また、児童クラブへの登会中及び下会後、自宅への帰宅中、クラブでの活動中に、上記機器を紛失・破損

された場合には、本クラブでは責任を負いかねます。

◎保護者が在宅の時(在宅ワークは含まない)や就労以外の時は、児童クラブへ登会できません。ご家庭で親子のふれあいをもっていただくようお願いします。私たち指導員は児童が安全で楽しく、そして保護者が安心して登会させられる児童クラブでありたいと、日々取り組んでいます。活動に関してのご理解とご協力をよろしくお願いします。

**７　Q＆A**

**Q　仕事がシフト制で、勤務数が日曜日を除く、月１６日以上の月と月１６日未満の月があります。この場合、入会することはできますか？**

**A**　可能です。ただし、毎月シフト表を提出していただき、月１５日以下が続くような場合は退会をしていただく場合があります。

**Ｑ**　**産休中は、勤務時間等の基準を満たさないので、退会しなければならないのでしょうか。**

**Ａ**　産前6週（多胎児の場合は１4週）、産後8週の期間で、診察・出産時のみ登会することが出来ます。個別の事情がある場合は、ご相談ください。但し、活動費が必要となります。

**Ｑ**　**育休中は、勤務時間等の基準を満たさないので、退会しなければならないのでしょうか。**

**Ａ**　退会していただきます。また、育休中は新規入会することはできません。

**Ｑ**　**小学校の下校時間から習い事の始まる時間まで時間があるので、時間調節のため入会したいのですが？**

**Ａ**　そのような入会はできません。

**Ｑ**　**勤務先に変更があった場合は？**

**Ａ**　在職証明書を改めて提出してください。

**Ｑ**　**仕事を辞めた場合は？**

**Ａ**　退職後一か月間は求職期間として在籍することができますが、児童の登会は就職面接日等の事情がある場合に限ります。

１か月を超えても次の勤務先が決定しない場合は、一旦退会していただくことになります。

お問い合わせ先　　府中町教育委員会事務局社会教育課　☎082-286-3272

**8　電子申請**

必要書類を揃えて申請を行ってください。書類は申請時に添付してください。

電子申請ができない場合は、社会教育課に書類を持参してください。

◎電子申請の流れ

　・電子申請（入会申込項目を入力⇒必要書類を添付⇒必要な場合、併せて延長利用申込項目を入力⇒申請）

　・申込完了通知が送信されます。

・受理通知が送信されます。（申込内容の確認のためお電話で確認させていただく場合があります。

申込内容に不備がある場合、不受理通知が送信されます。）

・入会基準に基づき公平な選考を行い、入会に係る可否の通知書を送付します。



電子申請申込用QRコード

**https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=23917**

電子申請申込用URL

